

京都市職員共済組合公告第17号

京都市職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

平成26年3月31日

京都市職員共済組合
理事長 塚本 稔

第9条中「地方独立行政法人京都市立病院機構」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条に規定する地方公営企業並びに京都市が設立した法第141条の2に規定する職員引継一般地方独立行政法人」に改める。

第45条第1項(1)の表中「1,000分の57.50」を「1,000分の61.25」に、「1,000分の7.25」を「1,000分の7.50」に、「1,000分の1.90」を「1,000分の2.70」に改め、同項(2)の表中「1,000分の46.00」を「1,000分の49.00」に、「1,000分の5.80」を「1,000分の6.00」に、「1,000分の1.52」を「1,000分の2.16」に改める。

第46条中「1,000分の119.70」を「1,000分の127.20」に、「1,000分の14.50」を「1,000分の15.00」に改める。

第49条中「平成25年度」を「平成26年度」に、「856円」を「1,569円」に、「1,369円」を「2,510円」に改める。

附則第2項の表中「1,000分の46.00」を「1,000分の49.00」に、「1,000分の5.80」を「1,000分の6.00」に、「1,000分の1.52」を「1,000分の2.16」に改める。

附 則

この変更は、平成26年4月1日から施行する。

(行財政局人事部厚生課)